

**薬剤師不在時間がある場合の対応チェックリスト**  
(変更届等の提出にあたっては、以下の要件を満たしているか確認すること。)

許可番号： \_\_\_\_\_ 薬局名： \_\_\_\_\_

要	件	確認欄
1	薬剤師が不在となる時間の取扱い（理由）が妥当であること。 不在となる理由：	
2	薬剤師不在時間は、調剤室を閉鎖すること。（原則施錠） （施行規則第14条の3第3項、構造設備規則第1条第9号ニ）	
3	薬剤師不在時間は、要指導医薬品、第一類医薬品を通常陳列し、交付する場所を閉鎖すること。 このとき、登録販売者も不在となる場合は、第2類・第3類医薬品を通常陳列し、交付する場所も閉鎖すること。 （構造設備規則第1条第6号、第10号ハ、第11号ハ、施行規則第14条の3第1項）	
4	薬剤師不在時間内は、薬剤師不在時間に係る掲示事項※を、薬局内及び薬局の外側のそれぞれ見やすい場所に掲示すること。 ※掲示事項：薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨 不在にしている理由 薬剤師が薬局に戻る予定時刻 （施行規則第15条の16）	
5	1日当たりの薬剤師不在時間は、4時間又は1日の開店時間の2分の1のいずれかの短い時間を超えないこと。 （体制省令第1条第1項第7号）	
6	薬剤師不在時間内は、管理薬剤師が、当該薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていること。 （体制省令第1条第1項第8号）	
7	薬剤師不在時間内に、調剤を行う必要が生じた場合の必要な措置※を講じていること。 ※措置：近隣の薬局を紹介する、薬剤師が速やかに薬局に戻る、など （体制省令第1条第1項第9号）	
8	薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成すること。また、その手順書に基づき業務を実施すること。 （体制省令第1条第2項第4号）	
参考	近隣の紹介する薬局：	

注）2～3について、新たに閉鎖設備を設けた場合等は構造設備の変更届も提出すること。  
8の手順書を提示すること。（提出まではしなくてよい）